

政令第五十一号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七條第四項及び第五項並びに第二十一條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令(昭和二十九年政令第百七十八号)の一部を次のように改正する。
第十條の三第七項中「第百七十三條第五号」を「第百七十三條第七号」に改める。
第十條の四第一項中「六人」を「七人」に改める。
第百七十三條中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 裝備品等の標準化の促進に關すること。
第百七十六條中第七号を削り、第八号を第七号とする。
第百八十八條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 裝備品等の標準化の促進に關すること。
第二百一號中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣 中谷 元
内閣総理大臣 石破 茂

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第五十二号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二條第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第十三号中「又は同條第十項に規定する小規模保育事業」を、「同條第十項に規定する小規模保育事業又は同條第二十三項に規定する乳児等通園支援事業」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂

国勢調査令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第五十三号

国勢調査令の一部を改正する政令

内閣は、統計法(平成十九年法律第五十三号)第十六條及び第五十六條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

国勢調査令(昭和五十五年政令第九十八号)の一部を次のように改正する。
第六條第五項中「第九條第一項第一号及び」の下に「第四号並びに」を加える。
第九條第一項中「九月十四日から十月二十日まで」を「九月二十日から十月二十七日まで」に改め、「いずれの方法による」の下に「困難な調査区として総務大臣が市町村長の意見を聴いて指定する調査区において調査を行う場合に限る」を加え、同項第一号中「準ずる者」の下に「第四号及び次条第三項第一号において「世帯員等」という。」を加え、同項第二号中「同月二十日」を「同月二十七日」に改め、期間の下に「(以下この項及び次項並びに第十一條の二第三項において「取集等期間」という。)」を加え、同項第三号中「当該調査年の十月一日から同月二十日までの期間」を「取集等期間」に改め、「(以下この項及び次項並びに第十一條の二第三項において「取集等期間」という。)」を加え、同項第三号中「次号から第六号まで及び」を加え、同項に次の三号を加える。

四 市町村長が識別符号を記載した書類を郵便等により世帯ごとに送付し、及び総務大臣が世帯員等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

五 市町村長が調査票を郵便等により世帯ごとに送付し、及び取集等期間内において国勢調査員等が取集する方法

六 市町村長が調査票を郵便等により世帯ごとに送付し、及び取集等期間内において総務大臣が郵便等により当該調査票の提出を受ける方法

第九條第二項中「同項第二号に規定する期間」を「取集等期間」に、「第二号ロ」を「第二号イ、ロ及び二」に改める。

第十條第三項第一号中「前條第一項第一号」の下に「及び第四号」を加え、「世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者」を「世帯員等」に改め、同項第二号中「前條第一項第二号」の下に「及び第五号」を加え、「第五條第二号イ及び二に掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の」を削り、同項第三号中「前條第一項第三号」の下に「及び第六号」を加え、「第五條第二号イ及び二に掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の」を削る。

第十一條第二項中「第九條第一項又は第二項」を「第九條第一項第一号から第三号までに掲げる方法のいずれか又は同條第二項」に改める。

第十一條の二第三項中「並びに同項第二号及び第三号に規定する期間」を「に規定する期間及び取集等期間」に改める。

第十二條第三項中「市町村長は」の下に「第九條第一項の規定により総務大臣が指定した調査区に係る調査関係書類を作成するとともに」を加え、「並びに前項」を「前項」に改め、「送付された調査票」の下に「並びにこの項の規定により作成した調査関係書類」を加える。

第十二條の三第四項の表第九條第一項第二号及び第三号並びに第二項、第十條第三項第二号及び第三号、第十一條第二項並びに第十二條第一項及び第三項の項中「第九條第一項第一号及び第三号」を「第九條第一項第二号、第三号及び第五号」に、「第十條第三項第二号及び第三号」を「第十條第三項第二号」に改める。

第十五條第二項中「若しくは第二項」の下に「第九條第一項第四号から第六号まで」を加える。
第十六條第二項中「及び第二項」の下に「第九條第一項第四号から第六号まで」を加える。

附則
一 この政令は、公布の日から施行する。

二 (地方自治法施行令の一部改正)
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一国勢調査令(昭和五十五年政令第九十八号)の項第二号中「及び第二項」の下に「第九條第一項第四号から第六号まで」を加える。

総務大臣 村上誠一郎
内閣総理大臣 石破 茂